

しまね女性の活躍応援企業登録要綱

(目的)

第1条 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む事業主等を県が登録し、その取組みを広く公表することにより、県内企業等における女性活躍の一層の促進を図る。

(区分)

第2条 登録の区分は、「企業登録」と「団体登録」とし、登録基準は第3条のとおりとする。

(登録基準)

第3条 しまね女性の活躍応援企業の登録基準は、以下のとおりとする。

区分	登録基準
企業登録	○次のいずれかに該当する事業主 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という)を策定し、島根労働局に届出し、及び公表を行っていること (2) 県外の本社において「一般事業主行動計画」を策定している場合にあっては、県内事業所において「県版行動計画」(様式第2-1号)を策定し、公表を行っていること
団体登録	○次のいずれにも該当する団体 (1) 主たる事務所を県内に有すること (2) 「県版行動計画」(様式第2-2号)を策定し、公表していること (3) 次のいずれかに該当する団体であること ・5者以上の民間事業主で構成する団体 ・その他知事が認める団体

(申請)

第4条 しまね女性の活躍応援企業の登録を受けようとする事業主等は、登録の区分ごとに次の書類を提出し、申請を行うものとする。

(1) 企業登録

【第3条企業登録(1)の場合】

- ① 「登録申請書」(様式第1-1号)
- ② 「一般事業主行動計画」
- ③ 島根労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し(受理されたことが分かるもの)

【第3条企業登録(2)の場合】

- ① 「登録申請書」(様式第1-2号)
- ② 本社において策定した「一般事業主行動計画」
- ③ 県内事業所において策定した「県版行動計画」(様式2-1号)

(2) 団体登録

- ① 「登録申請書」(様式第1-3号)
- ② 「県版行動計画」(様式第2-2号)

(登録の決定)

第5条 知事は、提出された登録申請書等を確認し、第3条の登録基準に適合すると認められるときは、「しまね女性活躍応援企業」に登録し、事業主等に対し登録証を交付する。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、「一般事業主行動計画」に定める計画期間とする。

(登録の更新)

第7条 前条の有効期間が経過した後も引き続き登録を受けようとする事業主等は、有効期限までに第4条に定める申請手続きを行うものとする。

(変更の届出)

第8条 登録された事業主等は、申請内容に変更があった場合は、「変更届出書」(様式第3号)を速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録された事業主等が第3条に定める登録基準を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録の取消しを受けた事業主等は、速やかに登録証を返納するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後のしまね女性の活躍応援企業登録要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に決定された登録について適用し、同日前に決定された登録の有効期間については、なお従前の例による。